

早期退職等によるサービス報酬の返還

当該決定者が、下記各号に定める期間内に、自己都合による退職、または当該決定者の責による解雇となった場合（以下「退社等」という）、プロイノベーションは申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号の通り返還する。但し、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

- (1) 当該決定者の入社日より 1 カ月未満で退社等となった場合：当該サービス報酬の 80 %を返還する。
- (2) 当該決定者の入社日より 1 カ月以上 3 カ月未満で退社等となった場合：当該サービス報酬の 50 %を返還する。